

ヒドロキシルアミン及びヒドロキシルアミン塩類について

【照会】

「硫酸ヒドロキシルアミン 40wt%含有」と表示のある商品が危険物に該当したが、これをもって硫酸ヒドロキシルアミンを 45wt%含有するものは、製造元にかかわらず危険物と考えてよろしいか。

また、硫酸ヒドロキシルアミン 10wt%と表示のある商品は、非危険物と考えてよろしいか。

【回答】

適当でない。

硫酸ヒドロキシルアミンには、水分、硫安及びその他添加剤を含むものであり、中には危険物としての危険性を抑制する物質を含有することもある。その割合は各製造元ごとに異なることから、一概には言えない。

また、ヒドロキシルアミン及びヒドロキシルアミン塩類が危険物に該当するか否かは、濃度により判断するのではなく、消防法別表備考に定めるように、政令で定める熱分析試験及び圧力容器試験の結果により、確認する必要がある。

(平成14年2月26日 消防危第29号 各都道府県消防主管部長あて 消防庁危険物保安室長)